

## 定額給付金給付事業等実施本部の設置について

平成 21 年 2 月 2 日  
市 長 公 室

### 1 新たに設置する組織

定額給付金給付事業等実施本部

### 2 設置年月日

平成 21 年 2 月 2 日

### 3 設置の目的

景気後退下での市民の不安に対処するため、定額給付金及び子育て応援特別手当を給付することにより、市民への生活支援及び子育て支援を行うとともに、併せて市内の経済の活性化を図ろうとするものである。

給付対象は、全世帯であり、事務が膨大となることから、別途組織を設置し、定額給付金及び子育て応援特別手当を給付する事務を行うものとする。

### 4 分掌事務

定額給付金及び子育て応援特別手当の給付対象者の決定及び給付手続に關すること。

### 5 組織体制

本部長（市長公室長） ————— 副本部長（保健福祉部長） ————— 本部員  
(総務部次長、財政部長が指定する財政部次長、市民部長が指定する市民部次長、保健福祉部長が指定する保健福祉部次長及び商工観光部長が指定する商工観光部次長) ————— 事務局長 ————— 事務局員

## 【参考1：定額給付金給付事業の概要】

(平成21年1月28日付通知「補助金交付要綱」から抜粋)

### 第1 納付対象者及び申請・受給者

#### 1 納付対象者

定額給付金の納付対象者は、平成21年2月1日（以下「基準日」という。）において、次の要件のいずれかに該当する者とする。

- ① 当該市町村の住民基本台帳に記録されている者
- ② 当該市町村の外国人登録原票に登録されている者（うち次に掲げる者
  - ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者
  - ・出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を有して在留する者

#### 2 申請・受給者

定額給付金の申請・受給者は、1に掲げる納付対象者ごとに次のとおりとする。

- ・住民基本台帳に記録されている者については、その者の属する世帯の世帯主
- ・外国人登録原票に登録されている者（うち納付対象者の要件に該当する者については、その者

### 第2 納付額

給付額は、第1の1に掲げる給付対象者1人につき1万2千円とする。ただし、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については、1人につき2万円とする。

### 第3 納付方法等

#### 1 申請及び給付の方法

市町村は、申請・受給者に対し、第1の1の情報に基づき、申請に必要な書類を送付又は配布する。

申請・受給者は、郵送又は窓口への提出により給付の申請を行い、市町村は、審査の上給付を決定し、申請・受給者が指定した口座への振込又は現金による窓口での交付により定額給付金を給付する。なお、現金の交付による給付は、可能な限り、振込による給付が困難である場合に限り行うこととする。

なお、給付に当たっては、郵送による申請又は窓口における申請のいずれの場合においても、公的身分証明書等により、十分な本人確認を行った上、給付を決定することとする。

#### 2 納付申請受付開始日及び申請期限

市町村は、定額給付金事業をできる限り速やかに開始するものとし、具体的な給付申請受付開始日は、市町村において決定する。また、申請・受給者による申請期限は、当該市町村における給付申請受付開始日から6月とする。

### 第4 その他

所得を基準とする給付の差異については、これを設けないことを基本とする。所得を基準とする給付の差異を設けることを希望する市町村は、所得（収入から必要経費（給与所得者の場合には、給与所得控除。以下同じ。）を控除した後の金額）が一定の基準額（基準額の下限は1,800万円）以上の世帯構成者がいる場合について、当該世帯構成者に係る給付額を給付しないことができるようとする。この場合、給付の有無は、平成21年の所得を市町村の保有する税情報により確認することにより判断する。返還された給付金については、返還に関連する事務費の一部に充てることができることとし、差額を国庫へ返還する。

## 【参考2：子育て応援特別手当支給事業の概要】

(平成21年1月28日付通知「交付金支給要領」から抜粋)

### 第1 支給対象者及び支給対象となる子

#### 1 支給対象者

子育て応援特別手当の支給対象者は、平成21年2月1日（以下「基準日」という。）において、2に定める「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主であって、次の要件のいずれかに該当する者とする。

- ① 当該市町村の住民基本台帳に記録されている者
- ② 当該市町村の外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者
  - ・日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者・出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を有して在留する者

#### 2 支給対象となる子

子育て応援特別手当の支給対象となる子は、以下のいずれかに掲げる者とする。

① 世帯に属する3歳以上18歳以下の子（平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子）（以下「特別手当支給基礎児童」という。）が2人以上おり、かつ、特別手当支給基礎児童のうち第2子以降である就学前3学年の子（平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子。以下同じ。）であって、次の要件のいずれかに該当する者とする。

- ア 当該市町村の住民基本台帳に記録されている者
- イ 当該市町村の外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者
  - ・日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者
  - ・出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を有して在留する者

② 世帯に属する就学前3学年の子（①に該当する者を除く。）が世帯主又は世帯主以外の者に扶養されている場合で、当該世帯主又は世帯主以外の者に扶養されている者のうち特別手当支給算定基礎児童が2人以上おり、かつ、当該就学前3学年の子が第2子以降の子であるときの当該就学前3学年の子であって、①のア又はイに該当する者

### 第2 支給額

支給額は、第1の2に掲げる支給対象となる子1人につき3万6千円とする。

### 第3 支給方法等

#### 1 申請及び支給の方法

市町村は、支給対象者に対し、申請に必要な書類を送付又は配布する。

支給対象者は、郵送又は窓口への提出により支給の申請を行い、市町村は、審査の上支給を決定し、当該者が指定した口座への振込又は現金による窓口での交付により子育て応援特別手当を支給する。なお、現金の交付による支給は、可能な限り、振込による支給が困難である場合に限り行うこととする。なお、支給に当たっては、郵送による申請又は窓口における申請のいずれの場合においても、公的身分証明書等により、十分な本人確認を行った上で、支給を決定することとする。

#### 2 支給申請受付開始日及び申請期限

市町村は、子育て応援特別手当の支給についてできる限り速やかに開始するものとし、具体的な支給申請受付開始日は、市町村において決定することとする。また、支給対象者による申請期限は、当該市町村における支給申請受付開始日から6月とする。

#### 第4 その他

所得を基準とする支給の差異については、これを設けないことを基本とする。所得を基準とする支給の差異を設けることを希望する市町村は、所得（収入から必要経費（給与所得者の場合には、給与所得控除後）を控除した後の金額）が一定の基準額（基準額の下限は1,800万円）以上の支給対象者について、子育て応援特別手当を支給しないことができるることとする。この場合、支給の有無は、平成21年の所得を市町村の保有する税情報により確認することにより判断する。返還された子育て応援特別手当については、返還に関連する事務費の一部に充てることができることとし、差額を国庫へ返納する。